

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休むとき、
翌日)
当たると
の翌日

目 次

◇告 示 字の区域の新設等(地方課)
土地改良法による換地処分(農村整備課)

告 示

鳥取県告示第二百十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、智頭町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による新見地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字
の名称

同上の区域(昭和六十三年十二月一日現在の地番による。)

大字中田字淀

大字中田字淀ノ谷二一の二、二二から二五まで、二六の二、二七の三、二八の三、二八の四、二九の三、三〇の一、三一の一及びこれらと一体をなす国有地
大字坂原字淀四三四の三、四三五の一、四三六の三、四三七の三、四三八の四、四三八の五、四三九、四四〇及びこれらと一体をなす国有地

大字中田字和田

大字中田字大工田二八〇の二の一部、二八七、二八七の一及びこれらと一体をなす国有地
大字中田字上和田二八八、二八八の一、二八九及びこれらと一体をなす国有地

大字中田字ミヨ
谷

大字中田字タナダ三〇三の一部、三〇三の一の一部、三〇四、三〇四の一から三〇四の三まで、三〇四の次一、三〇五、三〇六の一から三〇六の三まで、三〇七、三〇七の一、三〇八、三〇九の一、三〇九の二、三一一の一から三一一の三まで、三一二の一から三一二の四まで、三一一の三から三一一の六まで、三一一の四、三一一の二、三一一の五、三一一の二及びこれらと一体をなす国有地
大字中田字升方三一六の一、三一七の一、三一八の三、三一八の六、三一九、三二〇の一、三二一の一、三二一の次一及びこれらと一体をなす国有地

大字惣地字中辻

大字惣地字見尾中辻八一、八二の一、八二の二、八三、八

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和六十三年十二月一日現在の地番による。）</p>
<p>大字新見字松ヶ瀬</p>	<p>大字新見字松ヶ瀬の全域 大字新見字木コリ谷下五の二、六の二、六の四、七の一、八、九 大字新見字岸ノ下二の一、二の二の一部、一三、一四の一、一四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字新見字大坪二の一、二の二の一部、二二、二三の一の一部、二三の二、二三の三、二四の一部、二七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字新見字黒地一〇六、一〇七の一部、一〇七の一の一部、一〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字新見字木コリ谷上ミ一一九の二、一二〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字惣地字松ヶ瀬一から四まで、五の一から五の三まで、六、七の一、七の三、七の四及びこれらと一体をなす国有地並びに八の一と一体をなす国有地の一部 大字惣地字大坪二〇及びこれと一体をなす国有地並びに二一の一、二二の二、二二の四と一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字新見字木コリ谷下</p>	<p>大字新見字木コリ谷下のうち五の二、六の二、六の四、七の一、八、九以外の区域</p>
<p>大字新見字大坪</p>	<p>大字新見字大坪のうち二〇、二二の一から二二の三まで、二二、二三の一から二三の三まで、二四、二五の二、二六、二六の一、二六の次一、二七から二九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字新見字底鉢</p>	<p>大字新見字底鉢のうち三〇から三三まで、三三の一、三三の二、三四、三四の一、三四の二、三五、三六の一から三六の六まで、三七、三八、三八の一、三九から四二まで、四三の一、四三の二、四四から五一まで、五一の一、五二、五八の二、五九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字新見字黒地</p>	<p>大字新見字岸ノ下二の二の一部、一四の二の一部、一五から一七まで、一七の二、一八、一九、一九の一及びこれらと一体をなす国有地 大字新見字大坪二〇、二二の二の一部、二二の三、二三の一の一部、二四の一部、二五の二、二六、二六の一、二六の次一、二七の一部、二八、二九及びこれらと一体をなす国有地 大字新見字底鉢三〇から三三まで、三三の一、三三の二、三四、三四の一、三四の二、三五、三六の一から三六の六まで、三七、三八、三八の一、三九から四二まで、四三の一、四三の二、四四から五一まで、五一の一、五二、五八の二、五九の二及びこれらと一体をなす国有地 大字新見字寺田八八の一部、八八の一、八八の次一、八九の二の一部、九一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字新見字小田のうち九二の一部、九三の一部、一〇五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字新見字黒地のうち一〇六、一〇七の一部、一〇七の一</p>

<p>大字新見字木コ リ谷上ミ</p>	<p>の一部分、一〇八の一部分及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字新見字木コリ谷上ミ二二〇の一部分、一二〇の三、一二〇の四、一二二の二、一二三の二、一二三の二、一二四、一二五、一二六の二、一二六の四及びこれらと一体をなす国有地 大字新見字上ミ黒地一二七から一三一まで、一三一の一、一三二の二から一三二の三まで、一三三、一三五から一三七まで、一三七の一、一三八の二、一三九、一四〇の二の一部分、一四一の二及びこれらと一体をなす国有地 大字新見字殿田一五一の一部分、一五一の二の一部分、一五二、一五三、一五四の二、一五五の二の一部分及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字新見字上ミ 黒地</p>	<p>大字新見字木コリ谷上ミのうち一一九の二、一二〇の一、一二〇の三、一二〇の四、一二二の二、一二三の二、一二三の二、一二四、一二五、一二六の二、一二六の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字新見字殿田</p>	<p>大字新見字上ミ黒地のうち一二七から一三一まで、一三一の一、一三二の二から一三二の三まで、一三三、一三五から一三七まで、一三七の一、一三八、一三九、一四〇の二、一四〇の二、一四一から一四三まで、一四三の二、一四四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字新見字フケ</p>	<p>大字新見字小田九二の一部分、九三の二、一〇五の二の一部分及びこれらと一体をなす国有地 大字新見字上ミ黒地一三八の二、一四〇の二の一部分、一四〇の二、一四一の二、一四二、一四三、一四三の二、一四四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>大字新見字中嶋</p>	<p>一四四及びこれらと一体をなす国有地 大字新見字殿田のうち一五一の二の一部分、一五一の二の一部分、一五二、一五三、一五四の二、一五五の二の一部分及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字新見字中嶋一六一、一六二の二、一六二の二、一六三から一六七まで、一六八の二から一六八の三まで、一六九、一七〇の二、一七一、一七二、一七三の二の一部分、一七四の二及びこれらと一体をなす国有地 大字新見字堂廻り一九八の二、一九九から二〇二まで、二〇三の二、二〇五の二、二〇五の二及びこれらと一体をなす国有地 大字新見字フケ二七九の二、二八〇の二、二八〇の二、二八一、二八一の二の一部分、二八二の二、二八三の二、二九一の二、二九二の二、二九三、二九三の二、二九八の二の一部分及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字新見字堂廻り</p>	<p>大字新見字中嶋のうち一六一、一六二の二、一六二の二、一六三から一六七まで、一六八の二から一六八の三まで、一六九、一七〇の二、一七一、一七二、一七三の二の一部分、一七四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字新見字堂廻り一九八の二及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字新見字フケ</p>	<p>大字新見字堂廻りのうち一九八から二〇二まで、二〇三の二、二〇五の二、二〇五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字新見字フケのうち二七九の二、二八〇の二、二八〇の二、二八一、二八一の二の一部分、二八二の二、二八三の二、二九一の二、二九二の二、二九三、二九三の二、二九八の二の一部分及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

大字新見字前田	大字新見字前田三三三と一体をなす国有地の一部
大字新見字成ウサ	<p>大字新見字成ウサの全域 大字新見字成ウサノ内五三二から五三七まで及びこれらと一体をなす国有地 大字新見字坂ノ下五三九の二から五三九の三まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字新見字成ウサノ内	<p>大字新見字成ウサノ内のうち五三二から五三七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字新見字坂ノ下	<p>大字新見字坂ノ下のうち五三九の二から五三九の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字新見字石ヶ坪	<p>大字新見字石ヶ坪のうち六一〇の一部、六一一の三、六一二の二の一部、六一五、六一六の一部、六一七、六一八の一部、六一九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六一四と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字新見字サコウ田六四九の一部及びこれと一体をなす国有地 大字新見字小谷九八八の二</p>
大字新見字サコウ田	<p>大字新見字石ヶ坪六一〇の一部、六一一の三、六一二の一部、六一五、六一六の一部、六一七、六一八の一部、六一九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六一四と一体をなす国有地の一部 大字新見字猪谷口六二〇、六二〇の一、六二二、六二二、六二二の一、六二二の二、六二三、六二四の一、六二四の二及びこれらと一体をなす国有地</p>

大字新見字猪谷口	<p>大字新見字サコウ田のうち六四九の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字新見字猪谷口のうち六二〇、六二〇の一、六二二、六二二、六二二の一、六二二の二、六二三、六二四の一、六二四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字新見字小谷	<p>大字新見字小谷のうち九八八の二以外の区域</p>
大字新見字岡ノ前	<p>大字新見字岡ノ前のうち六六七の一、六六八の一、六六九の一、六七〇の一、六七一の一、六七二、六七三、六七三の一、六七四の一、六七四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字新見字松神	<p>大字新見字岡ノ前六六七の一、六六八の一、六六九の一、六七〇の一、六七一の一、六七二、六七三、六七三の一、六七四の一、六七四の二及びこれらと一体をなす国有地 大字新見字松神の全域 大字新見字下黒地ノ内七五九、七五九の一、七五九の二、七六〇、七六一の一、七六二の一、七六二の三、七六四の一、七六五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字新見字キコリ谷九二五の二 大字中田字木コリ谷五四の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
大字新見字下黒地ノ内	<p>大字新見字下黒地ノ内のうち七五九、七五九の一、七五九の二、七六〇、七六一の一、七六二の一、七六二の三、七六四の一、七六五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字新見字キコリ谷	<p>大字新見字キコリ谷のうち九二五の二以外の区域</p>

<p>大字中田字タナダ</p>	<p>大字中田字タナダ二九九の二、二九九の三、二九九の六、二九九の七、三〇〇、三〇一、三〇一の一、三〇一の二、三〇二及びこれらと一体をなす国有地並びに二九九の五と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字中田字升方</p>	<p>大字中田字升方のうち三一六の一、三一七の一、三一八の三、三一八の六、三一九、三二〇の一、三二一の一、三二一の次一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字中田字種荷</p>	<p>大字中田字種荷のうち三八四の三、三八五の二、三八六の二以外の区域</p>
<p>大字坂原字淀</p>	<p>大字坂原字淀のうち四三四の三、四三五の一、四三六の三、四三七の三、四三八の四、四三八の五、四三九、四四〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字惣地字松ノ瀬</p>	<p>大字惣地字松ノ瀬のうち一から四まで、五の一から五の三まで、六、七の一、七の三、七の四及びこれらと一体をなす国有地並びに八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字惣地字大坪</p>	<p>大字惣地字大坪のうち二〇、二二の二、二八の一、二八の四及びこれらと一体をなす国有地並びに二一の一、二一の二、二一の四、二六、二七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字惣地字ヒガキ川端</p>	<p>大字惣地字ヒガキ川端のうち三一の一から三一の三まで、三二の一、三二の六、三二の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字惣地字ヒガキ</p>	<p>大字惣地字大坪二二の二、二八の一、二八の四及びこれら</p>

<p>大字惣地字ヒガキ中通</p>	<p>と一体をなす国有地並びに二六、二七と一体をなす国有地の一部 大字惣地字ヒガキ川端三一の一から三一の三まで、三二の一、三二の六、三二の七及びこれらと一体をなす国有地 大字惣地字ヒガキの全域 大字惣地字ヒガキ中通三五、三六、三七の二、三八、三九の二、四〇の一、四一、四二の一、四三から五二まで、五三の一、五三の三、五三の四、五四の三、五五の一、五六から六七まで及びこれらと一体をなす国有地 大字惣地字横掛口六八、六九の一、六九の二及びこれらと一体をなす国有地 大字惣地字オノ尾五五〇の二、五五〇の三</p>
<p>大字惣地字ヒガキ中</p>	<p>大字惣地字ヒガキ中通のうち三五、三六、三七の二、三八、三九の二、四〇の一、四一、四二の一、四三から五二まで、五三の一、五三の三、五三の四、五四の三、五五の一、五六から六七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字惣地字横掛口</p>	<p>大字惣地字横掛口のうち六八、六九の一、六九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字惣地字オノ尾</p>	<p>大字惣地字オノ尾のうち五五〇の二、五五〇の三以外の区域</p>
<p>大字惣地字見尾中辻</p>	<p>大字惣地字見尾中辻のうち八一、八二の一、八二の二、八三、八四、八五の一、八六の一、八七の二、九二の一、九三の一、九四から九六まで、九七の一、九七の五、九八、九九の一、一〇二の二、一〇二の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字惣地字東</p>	<p>大字惣地字東のうち一一九から一二三まで、一二四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一三二と一体をなす国有地</p>

大字惣地字少ノ田	有地の一部以外の区域 大字惣地字少ノ田の全域 大字惣地字西ヶ谷口二六一、一六三、一六四、一六五の一部、一六六の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字惣地字西ヶ谷口	大字惣地字西ヶ谷口のうち一六一、一六三、一六四、一六五の一部、一六六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字惣地字バケ谷尻	大字惣地字バケ谷尻のうち四四三と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字惣地字トリノコ四五七の一、四五八の一、四五九の一部、四六〇、四六一の一部、四六二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字惣地字トリノコ	大字惣地字トリノコのうち四五七の一、四五八の一、四五九の一部、四六〇、四六一の一部、四六二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字惣地字ナメラ	大字惣地字ナメラのうち五三一の二の一部、五三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字惣地字ダケ	大字惣地字ダケのうち五一七、五一八、五二六の一から五二六の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに五一六、五二〇、五二四の一、五二四の二、五二五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字惣地字ナメラ谷	大字惣地字ダケ五一七、五一八、五二六の一から五二六の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに五一六、五二〇、五二四の一、五二四の二、五二五の二と一体をなす国有地の一部

鳥取県告示第二百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、智頭町が行う土地改良事業に係る新見地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

廃止する字の名
 大字新見字岸ノ下、大字新見字寺田、大字新見字小田

大字惣地字ナメラ五三一の二の一部、五三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
 大字惣地字ナメラ谷の全域